

(介護予防) 短期入所生活介護利用契約書

白寿園ショートステイ

(介護予防) 短期入所生活介護利用契約書

(以下、「利用者」といいます。)と白寿園ショートステイ(以下、「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う(介護予防)短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう(介護予防)短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間中の利用期間は、【別紙】のとおりです。
- 3 利用者は、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。
また、利用者は、契約期間中であれば、「居宅サービス計画」を変更して(介護予防)短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。
- 4 利用者は、原則として利用開始日の10時以降に入所し、利用終了日の15時までに退所するものとします。
- 5 利用者は、有効期間満了日から引き続いて次の要介護認定または要支援認定を受けたときは、その有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。
ただし、他の利用者の登録により、既に定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。

第3条 ((介護予防) 短期入所生活介護計画)

利用期間が4日間以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「(介護予防)短期入所生活介護計画」を作成します。事業者は、この「(介護予防)短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明しご承諾をいただきます。

第4条 ((介護予防) 短期入所生活介護の提供場所・内容)

- 1 (介護予防)短期入所生活介護の提供場所は白寿園ショートステイです。所在地及び設備の概要は【別紙】のとおりです

- 2 利用者が利用できるサービスの種類は【別紙】のとおりです。事業者は、【別紙】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3 事業者は、利用者の希望、状態に応じて、【別紙】に定める各種サービスを適切に提供します。
- 4 事業者は、「(介護予防) 短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。
- 5 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合は、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条 (サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、(介護予防) 短期入所生活介護の実施終了後、サービスの内容等を書面に記載しサービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- 2 利用者に同居の家族がいる場合は、事業者は、(介護予防) 短期入所生活介護の実施終了後実施したサービスの内容等をその家族に交付します。
- 3 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、(介護予防) 短期入所生活介護の終了後5年間保管します。
- 4 利用者は、10時から15時にその事業所にて、利用者自身に関する第3項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 5 利用者は、利用者自身に関する第3項のサービス記録の複写物の交付を受けることができます。この場合、事業者は交付に要する実費を利用者に請求します。

第6条 (料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として【別紙】に定める利用単位ごとの単価をもとに計算された合計額を(介護予防) 短期入所生活介護の利用ごとに支払います。
- 2 事業者は、料金の合計額の請求書に明細を付して、利用終了日に利用者に交付します。
- 3 利用者は、料金の合計額を翌月の10日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第7条 (利用開始前のサービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日17時までに通知をすることにより料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者が入所予定日の前日17時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合

は、事業者は、利用者に対して【別紙】に定める計算方法により、1日分の利用料の一部を請求することができます。この場合事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから翌月10日までに支払うものします。

第8条（中途終了）

- 1 利用者は、事業者に対して前日17時までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては【別紙】に記載したとおりです。
- 3 第1項、第2項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、（介護予防）短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算します。

第9条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第10条（契約の終了）

- 1 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、2日間の予告期間をおきます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合……入所した日の翌日

② 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合……非該当となった日

③ 利用者が死亡した場合……死亡した日の翌日

第 1 1 条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。

第 1 2 条（賠償責任）

- 1 事業者は、この契約に基づいてサービスを提供するうえに当たって、事業者もしくは施設の職員の故意や過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。
ただし、その損害について、利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務もしくは施設の職員の正当な業務上の指示に違反が認められる場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除をすることができるものとします。
- 2 利用者は、施設において、故意または過失もしくはこの契約上の利用者の義務に違反して施設の職員または他の利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項のただし書きを準用します。
- 3 事業者及び利用者は、前 2 項の賠償は誠意をもって速やかに対応し履行するものとします。

第 1 3 条（緊急時の対応）

事業者は、現に（介護予防）短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の健康状態が急変した場合その他必要な場合は、医師に連絡を取るとともに、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡する等必要な措置を講じます。

第 1 4 条（連携）

- 1 事業者は、（介護予防）短期入所生活介護の提供にあたり、利用者の介護サービス計画を作成した介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを利用者の介護サービス計画を作成した介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに利用者の介護サービス計画を作成した介護支援専門員に送付します。

なお、第 10 条第 2 項に基づいて解約通知をする際は、事前に利用者の介護サービス計画を作成した介護支援専門員に連絡します。

第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、(介護予防)短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第 17 条 (裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証とするため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

利用者

〈住所〉

〈氏名〉 印

代理人

〈住所〉

〈氏名〉 印

事業者

〈事業者名〉 白寿園ショートステイ (指定番号) 1170100547

〈所在地〉 埼玉県さいたま市緑区大字寺山157番地

〈代表者名〉 施設長 稲垣 義実 印

(介護予防) 短期入所生活介護利用契約書別紙

1 担当者 所属 生活相談員

氏名 安東美代子 電話 048-878-1800 (9:00~18:00 まで)

2 入所時の利用状況

事業者は入所時の利用者の状況等について把握するため、利用者またはご家族から即応
現況等についてお伺いします。

3 (介護予防) 短期入所生活介護の内容

所在地 さいたま市緑区大字寺山 157 番地 施設名 白寿園ショートステイ

4 サービスの内容

①利用可能設備等

居室 (4 人部屋 2 室)・食堂・機能訓練室・医務室・談話室・浴室 (普通浴室、特殊浴室)
その他

利用者の身体状況等により別途ご相談して決めさせていただきます。

② 食事…朝食 8:00~

昼食 12:00~

夕食 17:30~ 原則、食堂にておとりいただきます。

③ 入浴…一般入浴、特殊入浴のどちらかに週に 2 回に入浴していただけます。

ただし、利用者の状態に応じ、清拭となる場合があります。

④ 介護…ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

更衣介助、排泄介助、オムツ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添
い等

⑤ 健康管理…日々簡単な健康チェックを行います。

⑥ 安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑦ 特別食の提供

…当施設では、通常メニューのほかに医療上必要な場合等のために特別食をご用意
しております。詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

⑧ 所持品等の保管

…特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし、預けること
のできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねくだ

さい。

⑨ レクリエーション

…日々のクラブ活動の他、種々の行事が行われますので、参加することができます。

(無料)

⑩ その他のサービス

ア理容サービス：当施設では2ヵ月に1回理容サービスを実施しております。

イ衣類、日用品：サービス利用中、着替えの衣類、日常生活用品は当施設で用意致します。(私物を利用したい場合は申し出てください)

ウその他：介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申し出を受けご相談させていただきます。

5 利用料

お支払いいただく料金の単価は、次のとおりです。

① 基本料金 (介護保険給付の1割～3割負担)

(1日)	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	489円	977円	1,466円
要支援2	608円	1,215円	1,823円
要介護1	653円	1,306円	1,959円
要介護2	728円	1,456円	2,184円
要介護3	807円	1,614円	2,421円
要介護4	883円	1,766円	2,648円
要介護5	958円	1,915円	2,872円

② 送迎加算…片道 200円 (1割負担)、399円 (2割負担) 598円 (3割負担)

通常の送迎実施地域は、さいたま市全域とします。

③ 介護職員処遇改善加算Ⅲ…総単位数×13.6%

④ 食費 (実費) …利用者負担段階が第4段階の方は1日あたり 1,650円

ただし、朝食 380円、昼食 580円、夕食 690円として計算します。

※利用者負担段階に応じて減額されます。

⑤ 滞在費 (実費) …1日あたり 915円 ※利用者負担段階に応じて減額されます。

⑥ 電気使用料 (実費) …1日あたり 55円 ※個人用のテレビ等をお持ち込みされた場合

⑦ その他…特別食は別途料金がかかります。

※ 介護保険関係法令の改正等により料金を変更する場合は、事前にご説明しご承諾をいただきます。

※ 料金についてご不明な点がございましたら遠慮なくお問い合わせください。

6 （介護予防）短期入所生活介護の中止

①利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の事由で必要な場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡をとります。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

7 事故発生時の対応方法

①利用者に対するサービスの提供により事故が生じた場合は、ご家族、利用者に関わる居宅介護支援事業者へ速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

②事故の状況及び事故に際してとった処置に対して記録します。

緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
主治医	病院または診療所	
	医師名	
	住所	
	電話番号	

8 身体拘束の禁止について

原則として、利用者の制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及び家族へ十分説明をし同意を得ると共に、その状況及び時間、緊急やむを得ない理由について記録します。

9 非常災害対策

職員からなる自衛消防隊により速やかに行います。火気、消防等についての責任者を定めておくとともに非常災害にそなえるため、年3回、定期的に避難、消火訓練を行います。

10 個人情報利用目的

- ①医療機関への情報提供・救急搬送時
- ②介護保険利用の照会、回答
- ③他事業者との連携のための照会、回答
- ④審査支払機関、保険者からの照会、回答
- ⑤費用の請求、収受に関する事務手続き
- ⑥入退所の管理
- ⑦事故等の報告
- ⑧家族への病状説明
- ⑨介護サービス業務の維持・改善のための基礎資料
- ⑩施設において行われる学生の実習への協力

※当施設の個人情報とは

利用者本人の住所、生年月日、電話番号、既往歴、身体の状態、服薬、計画や結果及び
ケース記録、診療録、現在の状況等をいいます。

（介護予防）短期入所生活介護重要事項説明書

白寿園ショートステイ

(介護予防) 短期入所生活介護重要事項説明書

1 提供するサービスについての相談窓口

電話 048-878-1800 (9:00~18:00 まで)

担当 安東美代子 (生活相談員)

2 施設の概要

(1) 施設の名称 白寿園ショートステイ

施設の目的 介護保険法令の趣旨に従い、要介護状態にある利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るように支援する事を目的として、(介護予防) 短期入所生活介護サービスを提供します。

施設の運営方針 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者本位のサービスを提供するように努めると共により適切なサービスの提供ができるよう職員の資質の向上を図ります。

施設の代表者 稲垣 義実

所在地 埼玉県さいたま市緑区大字寺山 157 番地

介護保険指定番号 1170100547

(2) 施設の職員体制

①施設長	1 名	サービス管理全般
②医師 (非常勤)	1 名	診療・健康管理
③生活相談員	1 名	生活上の相談等
④栄養士	1 名以上	栄養管理等
⑤調理員	4 名以上	調理全般
⑥機能訓練指導員	1 名以上	リハビリテーション、機能回復訓練等
⑦介護支援専門員	1 名以上	サービス計画の立案、管理業務等
⑧事務職員	1 名	一般事務、料金請求等
⑨看護職員	3 名以上	医療・健康管理業務等
⑩介護職員	20 名以上	日常介護業務等

(3) 職員の勤務時間

職種	勤務時間
管理者	日勤 9:00～18:00
医師（内科）	毎週月曜日 15:00～17:00
生活相談員	日勤 9:00～18:00
栄養士	日勤 9:00～18:00
調理員	早番 6:00～14:00 / 6:00～10:00
	日勤 9:00～18:00
介護支援専門員	日勤 9:00～18:00
事務職員	日勤 9:00～18:00
看護職員（兼機能訓練指導員）	日勤 8:30～17:30
介護職員	早番 7:00～16:00 / 7:30～16:30
	日勤 8:00～17:00 / 9:00～18:00
	遅番 9:30～18:30
	夜勤 17:00～9:00

(4) 施設の設備

定員：8名 居室（4人部屋2室）・医務室・静養室・食堂・浴室（一般浴室、特殊浴室）

3 サービスの内容

①利用可能設備等

居室（4人部屋2室）・食堂・機能訓練室・医務室・談話室・浴室（普通浴室、特殊浴室）

その他

利用者の身体状況等により別途ご相談して決めさせていただきます。

②食事…朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 17:30

原則、食堂にておとりいただきます。

③入浴…一般入浴、特殊入浴のどちらかに週に2回入浴していただけます。

ただし、利用者の状態に応じ、清拭となる場合があります。

④介護…ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

更衣介助、排泄介助、オムツ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

⑤健康管理…日々、簡単な健康チェックを行います。

⑥安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑦特別食の提供

…通常メニューの他に医療上必要な場合等のために特別食をご用意しております。

詳しくは職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

⑧所持品等の保管

…特別な事情がある所持品等についてはお預かりいたします。ただし種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑨レクリエーション

…日々のクラブ活動の他、種々の行事が行われますので、参加することができます。
(無料)

⑩その他のサービス

ア理容サービス：2ヵ月に1回理容サービスを実施しております。

イ衣類・日用品：サービス利用中、着替えの衣類、日常生活用品は当施設で用意いたします。(私物を利用したい場合は申し出てください。)

ウその他：介護保険の適用を受けられないサービス等についてはその都度お申し出を受けご相談させていただきます。

4 利用料

利用者は、サービスの対価として【別紙】に定める利用単位ごとの単価をもとに計算された月ごとの合計額とします。尚、料金の内容が変更になる際は【別紙】にて通知いたします。

5 施設利用にあたっての留意事項

(1) 面会：新型コロナウイルス感染症予防のため面会時間は、14：00～16：00 とさせていただきます。面会希望の際は事前にお問い合わせください。詳細については、【別紙】にてお知らせさせていただきます。

(2) 外出：ご本人の状態を考慮しますので予めご連絡をお願いいたします。

(3) 飲食物の持ち込み：衛生管理上または他の入所者への配慮のため、禁止といたします。

6 秘密保持

(1) 施設及び同職員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 施設は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を提供しません。

7 賠償責任

- (1) 施設は、この契約に基づいてサービスを提供するにあたって、施設もしくは施設の職員の故意や過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その賠償責任を負います。ただし、その損害について、利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務もしくは施設の職員の正当な業務上の指示に違反が認められる場合はその状況を斟酌してその賠償額の減額または免除をすることができるものとします。
- (2) 利用者は、施設において、故意または過失もしくはこの契約上の利用者の義務に違反して、施設の職員または他の利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。その場合、前項の但し書きを準用します。
- (3) 施設及び利用者は、前 2 項の賠償を誠意をもって速やかに対応し履行するものとします。

8 緊急時の対応

施設は、利用者の健康状態が急変したとき、その他必要なときは、予め届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師への連絡等必要な処置を行います。

9 事故発生時の対応方法

- ①利用者に対するサービスの提供により事故が生じた場合は、ご家族、利用者に関わる居宅介護支援事業者へ速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

※緊急連絡先は契約書別紙に記載

- ②事故の状況及び事故に際してとった処置に対して記録します。

10 身体拘束の禁止について

原則として、利用者の制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及び家族へ十分説明し同意を得ると共にその状況及び時間、緊急やむを得ない理由について記録します。

11 虐待防止について

施設は利用者の権利擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次にあげる通り必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する担当者 施設長 稲垣義実
- ②虐待防止の指針を整備します。
- ③虐待防止のための対策等を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について職員に周知徹底します。
- ④職員に対して、虐待防止するための定期的な研修を実施します。

- ⑤サービス提供中に当該職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにさいたま市に報告します。

12 非常災害対策

職員からなる自衛消防隊により速やかに行います。火気、消防等についての責任者を定めておくとともに非常災害に備えるため、年 3 回、定期的に避難、消火訓練を行います。

13 利用期間中の中止

- (1) 利用者は、事業者に対して前日 17 時までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- (2) 施設は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては【別紙】に記載したとおりです。
- (3) 第 1 項、第 2 項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、(介護予防) 短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算します。

14 契約の終了

- (1) 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、施設に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- (2) 施設はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30 日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- (3) 次の事由に該当した場合、施設は、利用者に対して文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、2 日間の予告期間をおきます。

①利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく 30 日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 15 日以内に支払われない場合

②利用者またはその家族が、施設やサービス従業者または他の入所者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合……入所した日の翌日
- ・利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合……非該当となった日
- ・利用者が死亡した場合……死亡した日の翌日

15 個人情報利用目的

- ①医療機関への情報提供・救急搬送時
- ②介護保険利用の照会、回答

- ③他事業者との連携のための照会、回答
- ④審査支払機関、保険者からの照会、回答
- ⑤費用の請求、収受に関する事務手続き
- ⑥入退所の管理
- ⑦事故等の報告
- ⑧家族への病状説明
- ⑨介護サービス業務の維持・改善のための基礎資料
- ⑩施設において行われる学生の実習への協力

※当施設の個人情報とは

利用者本人の住所、生年月日、電話番号、既往歴、身体の状態、服薬、計画や結果及びケース記録、診療録、現在の状況等をいいます。

16 相談・要望・苦情処理・個人情報の取り扱いに関する窓口

当施設のサービスまたは個人情報の取り扱いに関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者か下記窓口までお申し出ください。

●サービス相談窓口（9：00 から 18：00 まで）

担当者	介護支援専門員	金田伸子	
	生活相談員	安東美代子	電話 048-878-1800

●苦情処理委員会（随時）

評議員	厚澤修克	電話 048-878-1867
評議員	黒須喜一	電話 048-721-3768

●埼玉県国民健康保険団体連合会

苦情対応係	電話 048-824-2568
-------	-----------------

●さいたま市高齢福祉課	電話 048-829-1259
-------------	-----------------

●さいたま市介護保険課	電話 048-829-1264
-------------	-----------------

●緑区高齢介護課	電話 048-712-1178
----------	-----------------

17 提供するサービスの第三者評価は実施していません。

重要事項について説明を受け、同意しました。

年 月 日

契約者氏名

利用者

(住所)

(氏名) 印

代理人

(住所)

(氏名) 印

事業者名 白寿園ショートステイ (指定番号) 1 1 7 0 1 0 0 5 4 7

所在地 埼玉県さいたま市緑区大字寺山 1 5 7 番地

代表者名 施設長 稲 垣 義 実 印

代理人氏名 印